

地域とともにある学校づくりをめざして

～東広島市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）～

1 コミュニティ・スクールとは

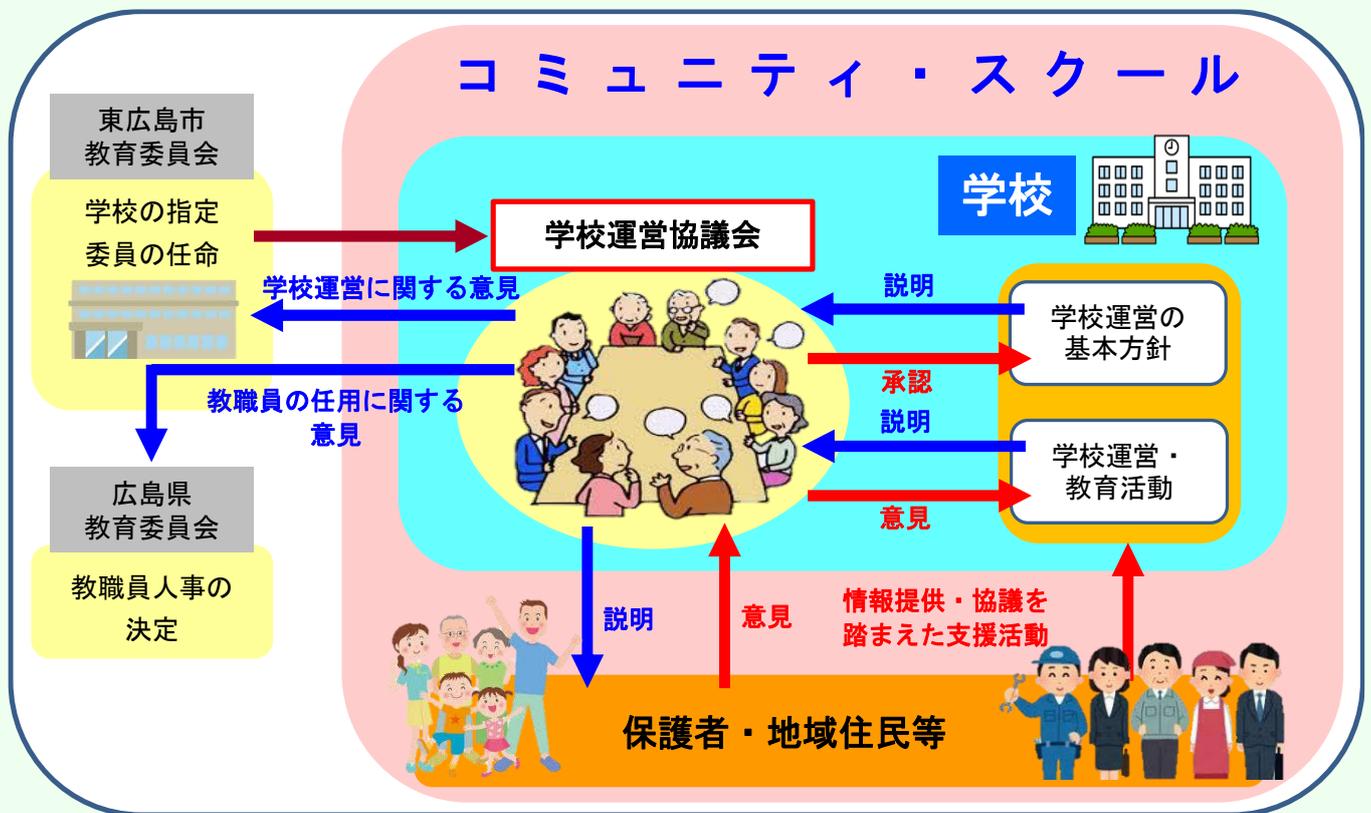
学校、保護者、地域のそれぞれのニーズを反映させた学校運営を行う仕組みで、保護者、地域の代表、学識経験者などで組織する「学校運営協議会」を設置した学校のことです。

2 学校運営協議会の主な役割

○校長が作成する学校運営の**基本方針**を承認する。

○学校運営について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる。

○教職員の**任用**に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる。



※**学校運営の責任者は校長**であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

3 コミュニティ・スクールに欠かせない三つの機能

熟議

子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねることが大切です。熟議の実施により、子どもたちに関わるより多くの方の意見を取り上げることができます。

協働

「熟議」の実施を通して学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共通の目標に向けて「協働」して活動していくことが大切です。（→地域学校協働活動等の実施）

マネジメント

その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向かって学校内の組織運営を管理することにとどまらず、地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行っていく力が必要です。

4 「学校」と「地域」の連携・協働のイメージ図



※本市では、学校運営協議会設置準備及び学校運営協議会運営補助等のため、コミュニティ・スクール推進員を配置していきます。

5 コミュニティ・スクール推進員の仕事

○学校運営協議会に係る連絡調整に関すること。

○地域学校協働活動推進員との連携に関すること。

○学校運営の支援に関すること。

○校長が必要と認めること。

6 東広島市のコミュニティ・スクール導入計画

H30年3月	東広島市学校運営協議会設置規則策定
H30年4月	風早小学校に学校運営協議会設置
R2年4月	福富中学校及び高美が丘小・中学校に学校運営協議会設置
R2年4月5月	学校運営協議会設置校及び設置準備校に、コミュニティ・スクール推進員を8人配置
R2年10月	八本松小学校、小谷小学校、御菌宇小学校、上黒瀬小学校、龍王小学校に学校運営協議会設置
R3年4月	志和中学校、河内中学校、寺西小学校、福富小・中学校に学校運営協議会設置及びコミュニティ・スクール推進員を配置
R4年4月	志和小・中学校、河内小・中学校及び入野小学校、郷田小学校、板城小学校、三永小学校、吉川小学校、高屋東小学校、板城西小学校、乃美尾小学校、木谷小学校、三津小学校に学校運営協議会設置及びコミュニティ・スクール推進員を配置
R5年4月	八本松中学校、豊栄小・中学校、原小学校、高屋西小学校、平岩小学校、東西条小学校、三ツ城小学校に学校運営協議会設置及びコミュニティ・スクール推進員を配置
R6年4月(予定)	全ての小中学校に学校運営協議会設置及びコミュニティ・スクール推進員を配置予定